

学位論文題名

Antimonopoly Policy of Japan
—An Empirical Study—

（日本の独占禁止政策：検証）

学位論文内容の要旨

（1）研究の背景

本研究は我が国でも紹介・研究が増えつつある「法の経済分析」の主要な課題の一つである法制度の設計とその運用上の効率性という考え方に依拠しながら、我が国の独占禁止法の唯一の運用機関である公正取引委員会の法運用上の効率性（成果）について検証したものである。

我が国ではこれまでは多くの独禁法学者たちが個別事件の法解釈や判例評釈をしてきたが、公取委の審査（法運用）活動を経済学の立場から分析した研究例はほとんどない。唯一、三輪（1982）が経済学の立場から独禁法を解釈しているのみである。また、独禁法学者の著書（今村，1990，実方，1992）をみても、委員会の設置についての条文との関係から公取委に関する議論は通常最終章におかれているし、産業組織分析においても公取委自体の活動は主要な分析課題とはならず、政策論との関連で議論されているにすぎない（植草，1982，小西，1979）。

（2）分析方法

独禁法は市場の有効競争的な資源配分を実現したり促進するための政策手段であるが、我々は法運用自体の効率性を検証する。なぜなら、市場が有効競争的な資源配分に失敗したり、それを補正する政府が失敗するのと同様に法自体が効率的な資源配分に失敗することが十分に考えられるからである。

その際、法制度に関して二つの効率性を区別する。第一は、社会的にみて望ましいと考えられている目的を達成するように法自体がうまく設計されているかどうか、という意味での効率性であり、第二は、法の運用が違法行為抑止効果をどの程度達成しているかどうか、という意味での効率性である。

本研究では第一の効率性に反する現象として条文間にある目的の不整合性を考え、第二の効率性に反する現象として法運用過程に関わる諸取引コストの存在を考える。本研究では第二の効率性を独禁法の違法行為抑止効果として検証する。そして違法行為抑止手段として主に公取委の審査能力（審査部職員数と審査活動費用）指標を用いる。

（3）内容

第1，2，4，5章では第二の効率性を検討し、第3章では第一の効率性を検討した。第1章では審査能力と諸審査活動との間の関係について調べた。分析結果によれば、審査活動上の重要な特徴である勧告前置主義と不問処分という事件処理方法は違法行為や状態を排除するという独

禁法の第一次目的を達成するのに効率的な方法である、といえるが同時にこの方法は本来違法行為として法的処罰をすべき事件を容認してきた可能性が残っていた。また、勧告前置主義という審査姿勢は価格カルテル事件において顕著であった。

第2章から第4章までは公取委によるカルテル抑止効果について検証した。第2章では独禁法（法第18条の2）規制下での同調的な価格引上げ（プライス・リーダーシップ）の特徴を明らかにした。つまり首位企業は価格引上げ期日に関してリーダーシップを発揮することが多いが、引上げを必要としているのはむしろ下位企業であることや、首位企業がリーダーシップを発揮するときの追従期日と引上げ率格差は他の企業がリーダーシップを発揮するときよりも小さくなっていった。こうしたことより独禁政策が資源配分の改善に失敗する可能性があるという仮説を提示した。

第3章では第一の効率性について調べるために、前章で提示した仮説「他の事情を一定とすれば、法第2条7項、法第8条の4（独占的状态規制）と法第18条の2との間にある目的の不整合性は両条文に共通する産業における協調的な価格引上げを合法化する可能性があり、独禁政策は公正かつ自由な競争を実現したり促進することに失敗する可能性がある。」を検証した。分析の結果、高位集中度産業ではこの仮説が十分に支持される可能性のあることを確認した。

第4章では課徴金制度による違法カルテル事件の抑止効果について検証した。分析結果によれば、被疑企業に自発的にカルテルを破棄させるのに有効な手段は審査活動費用を増やしたり、警告や注意を発することであった。カルテル発生件数を抑止する有効な手段は、課徴金額を増やすことであった。カルテル実行期間を縮小させるには審査部職員数や課徴金納付命令件数を増やすことであった。

第5章では優越的地位が濫用されるときに経済状況を調べるために、拘束性預金をとりあげ、当該預金を中小企業が銀行との長期継続取引のために差し出す「人質」として捉え、中小企業にとっても長期継続取引を維持するための合理的な制度であると考えてみた。分析結果によれば、銀行の優越性が強まるのは中小企業が長期の投資資金を必要とするときと中小企業の業績が悪化しているときであった。この結論は1960年代に金融をめぐる「二重構造論」が論争されて以来今日まで依然としてこの種の問題が解決していないことを示唆している。

第6章ではシカゴ学派の競争観を一般化し、わが国の高位集中度産業の競争性について検証した。そこでは高位集中度産業の競争も強まりつつあるという分析結果を得たが、我々はそうした競争が市場の調整機能によって促進されたとは考えない。なぜなら、シカゴ学派のいう市場の調整機能はつねに万全ではないし、分析対象産業は独禁法の監視下にあるものなので、こうした競争は独禁政策の成果であると考えるのが自然であろう。

本研究では公取委による独禁法の運用成果を検証するために効率性概念を法設計上の効率性と法の運用過程の効率性とに区別した。前者の効率性は条文間での目的に整合性を求めるものであるが、法が違法行為の予測可能性を高めるためには被規制者にとって各条文は「明確かつ単純」であることが必要であるし、それは公取委にとっても弾力的な法運用をするために必要である。したがって、法体系上この効率性を完全に充たすことは不可能であるし、むしろ完全でないことによって弾力的運用ができるというメリットの方が大きいかもしれない。

後者の効率性についての判断は個別の違法行為抑止政策ごとに異なるが、審査能力と審査活動成果との間の関係について数量分析をすることにより比較的容易に判断できる。ただし、この場合注意しなければならないのは独禁政策に違法行為抑止効果が十分にあるという分析結果を得たとしても、それによってどんな競争が回復されたのかについては何も答えていないことである。独禁法の第一次目的が違法行為（状態）を排除し「公正かつ自由な競争を促進」するというときの競争はただ単に違法行為（状態）以前の競争関係を回復するだけなのか、あるいはもっと積極的な意味をもつ競争関係を創造することなのであろうか。

しかしながら法制度の効率性を評価することは取引コストの規模に依存している。つまり、

法制度を運用するには諸取引コストがかかるので、本来、法はすべての違法行為を抑止するようには構築されていない、と考えるべきである。なぜなら法は潜在的な違法行為者が同一の期待利益をもたらす違法行為間で選択をする場合、社会的損害の一層少ない方の違法行為をするように誘因を与えなければならないからである。

学位論文審査の要旨

主査 教授 小林 好 宏
副査 教授 小野 浩
副査 教授 内田 和 男
副査 教授 厚谷 襄 兒 (法学部)
副査 教授 小西 唯 雄 (関西学院大学経済学部)

学位論文題名

Antimonopoly Policy of Japan —An Empirical Study—

(日本の独占禁止政策：検証)

本研究は、わが国における独占禁止政策がどのような効果をあげたかを理論的、実証的に明らかにしたものである。具体的には政策主体である公正取引委員会による審査活動や独禁法の運用成果について統計データをもとに解析している。こうした研究は法の経済分析の領域に入るが、これまでは法学者による研究が主であって、経済学者による数量的分析はほとんどみられなかった。増田氏の研究は、法や制度の経済効果をできるだけ数量化して示した先駆的業績である。経済学が市場を通ずる最適資源配分を手がかりとして分析を行うように、法制度による効率的資源配分概念を構築する必要があるというのが増田氏の研究動機である。

しかし、本研究ではそのような概念構築よりも、むしろ独禁法の運用成果に論点をしぼって分析を進めている。本研究では第一に独禁法が社会的に望ましいと考えられている目的を達成されるようにうまく設計されているかどうか、すなわち効率的資源配分をもたらすように設計されているかどうかという意味での効率性と法の運用が違法行為抑止効果をどの程度達成しているかという意味での効率性を区別し、この二つの視点を中心に据えて問題を分析している。第一の効率性に反する現象として、モラルハザードと条文間の不整合性がある。第二の効率性に反する現象として、法運用過程にかかわる諸取引コストの存在がある。本研究では第二の効率性を違法行為抑止効果として据え、実証分析の対象としている。しかしながら、本来、法制度を運用するには取引コストがかかるので、法はすべての違法行為を抑止するには構築されていない。法は被規制者にとって明確かつ単純であることが必要であるし、規制者にとっても弾力的法運用をする余地があることが望ましい。法体系が完全に先の効率性を充たすことは不可能である。なぜなら法は潜在的な違法行為者が同一の期待利

益をもたらす犯罪行為間で選択をする場合、社会的損害の一層少ない方の行為を選択するように誘因を与えなければならないからである。このことから、独禁法も資源配分上の失敗はもたらしうる。そのことを前提とした上で、上記二つの効率性を中心に分析をすすめる。

本研究は序章と終章の他に、七つの章から成る。第一章、第二章、第四章、第五章、第六章では第二の効率性を、第三章では第一の効率性を検討している。第一章では独禁法が制定された1947年から1988年までを分析期間とし、法制定以後の公取委の独禁法の運用状況を概観した上で、審査活動の成果を統計解析的に明らかにしている。そこでは公取委の審査能力を示す指標を変数として選び、審査活動との間の関係を明らかにしている。審査活動上の重要な特徴として増田氏は勧告前置主義と不問処分という二つの事件処理方法を挙げ、この処理方法は違法行為や状態を排除するという独禁法の第一の目的を達成するのに効果的方法であるが、同時に本来違法行為として法的処罰をすべき事件を容認してきた可能性が残っていると指摘する。

1979年の独禁法改正時にカルテルを規制する二つの条文が導入された。法第18条の2：同調的な価格引上げに関する報告徴収制度と法第7条の2、法第8条の3：違法カルテルに対する課徴金徴収制度である。第二章から第四章までは公取委によるカルテル抑止効果について分析している。

第二章では、独禁法18条の2の制約下での同調的な価格引上げ、あるいはプライスリーダーシップの特徴を明らかにし、独占禁止政策が資源配分の改善に失敗する可能性があるという仮説を提示する。

第三章では、先に述べた第一の効率性について検証する。第二章では「他の事情を一定とすれば、法第2条7項、法第8条の4と法第18条の2との間にある目的の不整合性は両条文に共通する産業における協調的な価格引上げを合法化する可能性がある」という仮説を提示したが、三章の分析で高位集中型寡占産業ではこの仮説が支持されることを示した。

第四章では課徴金制度による違法カルテル事件の処理状況を分析し、課徴金がカルテル抑止効果として大きかったことを示している。第五章では独占禁止政策による事業者団体規制の歴史と、違法行為抑止効果を分析している。ここでも、公取委の審査能力と規制効果の関係、課徴金制度の違法行為抑止効果が統計解析によって実証されている。

第六章では金融機関の中小企業に対する拘束性預金の実状を概観した上で、優越的地位の濫用がなされる場合の状況を検討している。

ここで、拘束性預金は、取引コストを削減するための「人質」であるという捉え方をし、これは中小企業が長期継続的取引をするための合理的制度であると考えた上で、どんな場合に銀行の優越性が強まるかを明らかにしている。

第七章は、わが国の高位集中寡占産業でも競争が強まりつつあるということを実証しつつ、独占禁止政策の効果がこの面にもあらわれていることを示している。

本研究は、法や制度が経済活動の成果にどのような影響を及ぼしているかを数量的に分析したという点では画期的な業績といえる。更に、法の設計、運用

のそれぞれについて、経済学における効率的資源配分概念を対応させ、その有用性を測るといふきわめて野心的な研究であり、博士の資格が十分であることが認定された。